

国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書

年 月 日

公安委員会 殿

申請者 氏名 ㊟

下記により、国外犯罪被害弔慰金の支給の裁定を申請します。

申 請 者	フリガナ			
	氏名			
	本籍・国籍			
	住 所	現住所		
		国内最終住所等		
		国外犯罪行為時住所		
国外犯罪被害者との続柄				
国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実			有 ・ 無	
国 外 犯 罪 被 害 者	国外犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午 ^前 後 時頃 ()	
	国外犯罪行為の行われた場所			
犯 罪 被 害 者	国 外 犯 罪 被 害 者	フリガナ		
		氏名		男 ・ 女
	生年月日		年 月 日生	
	本籍			
	住所			
	勤務先名称・所在地			
	死亡年月日		年 月 日	
永住意思の有無				
害	国外犯罪被害の発生状況			
	申請者が国外犯罪被害を知った日及びその経緯 年 月 日			
順 他 位 の 遺 第 一 族	氏名		住所	
備考				

※受付	年 月 日 第 号 (領事官経由)
-----	------------------------

(裏 面)

注意

- 1 国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができるのは、国外犯罪被害者（国外犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有しない方や、日本国籍を有する方であっても日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる方は、含まれません。）の死亡の時に、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、(1)、(2)、(3)の順序（(2)及び(3)に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序）です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることはできません。
 - (1) 国外犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
 - (2) 国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - (3) (2)以外の国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 2 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 3 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。
- 4 申請者が日本人以外の場合であって、通常氏名を漢字以外で表記する場合は、アルファベットを用いて記入してください。
- 5 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- 6 下記10の場合を除き、日時の記載は、日本時間を記入してください。
- 7 「申請者」の「本籍・国籍」の欄並びに「国外犯罪被害者」の「本籍」、「住所」、「勤務先名称・所在地」及び「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時のものを記入し、「申請者」の「国外犯罪被害者との続柄」及び「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実」の欄については、国外犯罪被害者が死亡した時のものを記入してください。
- 8 「国内最終住所等」の欄には、申請の時に、日本国内に住所を有しない場合のみ次のとおり記入してください。
 - (1) いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合は、申請者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地
 - (2) いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない場合は、申請者の本籍地
- 9 「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実」には、専ら又は主として国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、国外犯罪被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合も含まれます。
- 10 「国外犯罪行為が行われた日時」の欄中の括弧内には、当該欄に記載した日時がいずれの国又は地域における日時か分かるよう、当該国又は地域を記入してください。
- 11 「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍を記入してください。

なお、日本国籍は、国籍法（昭和25年法律第147号）第11条第1項又は第2項の規定により、自己の志望によって外国の国籍を取得したとき又は外国の国籍を有する場合であって、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、これを失うこととされています。
- 12 「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時に国外犯罪被害者が日本国外に生活の本拠を有していた場合に限り、当該国外犯罪被害者にその地に永住する意思があったときは「有」と、なかったときは「無」と、不明であるときは「不明」と記入してください。
- 13 「国外犯罪被害の発生状況」の欄には、当該被害の原因と考えられる国外犯罪行為の概要やそのような状況に至った経緯を記入してください。
- 14 「申請者が国外犯罪被害を知った日」は、国外犯罪被害者が死亡し、それが国外犯罪行為によって生じたことを認識した日を記入してください。また、申請者が国外犯罪被害を知った経緯については、例えば、「国内報道」、「現地報道」、「現地警察からの連絡」、「領事官からの教示」等と記入してください。
- 15 この申請書は、次の書類を添えて提出してください。ただし、これらの書類の1通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請書を提出する場合で、他の申請書に同じ書類を添えているときは、その旨をこの申請書の備考欄に記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。
 - (1) 国外犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該国外犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - (2) 国外犯罪被害者の氏名、生年月日及び本籍を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）
 - (3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び国外犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）
 - (4) 申請者が国外犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、当該国外犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
 - (5) 申請者が1の(2)又は(3)に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がいなくても証明することができる書類（例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本）
 - (6) 申請者が1の(2)に該当する場合には、申請者が国外犯罪行為が行われた当時国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していたと認めることができる書類（例えば住民票の写し）
 - (7) 上記(1)から(6)までに掲げるもののほか、申請しようとする者が国外犯罪行為又は国外犯罪被害に関する情報その他当該申請に係る裁定に資する情報を記載した書類を有するときは、当該書類（例えば現地捜査機関が作成した捜査報告書）
 - (8) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第9条第1項第2号イ又はロに規定する公安委員会に申請するときには、申請者の住民票に記載されていた住所に関する戸籍の附票の写しその他の証明書
 - (9) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第9条第4項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書等）
- 16 この申請書について分からないところがありましたら、警察本部又は領事官にお問い合わせください。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">国外犯罪被害障害見舞金支給裁定申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">申請者 氏名 ㊞</p> <p style="margin-top: 20px;">下記により、国外犯罪被害障害見舞金の支給の裁定を申請します。</p>	
国外犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午 ^前 後 ^後 時頃 ()
国外犯罪行為の行われた場所	
国	フ リ ガ ナ
外	氏 名
犯	生 年 月 日 年 月 日生
罪	本 籍
被	住 所 現 住 所
害	住 所 国内最終住所等
者	住 所 国外犯罪行為時住所
	勤 務 先 名 称 ・ 所 在 地
	負 傷 又 は 疾 病 が 治 っ た 日 年 月 日
	永 住 意 思 の 有 無 有 ・ 無
国外犯罪被害の発生状況	
精神又は身体の障害の部位及び状態（精神の障害については状態に限る。）	
常時介護の要否（ 要 ・ 否 ）	
備考	

※受付	年 月 日 第 号 (領事官経由)
-----	------------------------

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 国外犯罪被害障害見舞金の支給を受けることができるのは、国外犯罪行為が行われた時点で日本国籍を有している方です。ただし、その時点で日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる方は除かれません。
- 2 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 3 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。
- 4 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- 5 下記13の場合を除き、日時の記載は、日本時間を記入してください。
- 6 「国外犯罪被害者」の「本籍」、「勤務先名称・所在地」及び「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時のものを記入してください。
- 7 「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍を記入してください。
なお、日本国籍は、国籍法（昭和25年法律第147号）第11条第1項又は第2項の規定により、自己の志望によって外国の国籍を取得したとき又は外国の国籍を有する場合であって、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、これを失うこととされています。
- 8 「国内最終住所等」の欄には、申請の時に日本国内に住所を有しない場合のみ次のとおり記入してください。
 - (1) いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合は、申請者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地
 - (2) いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない場合は、申請者の本籍地
- 9 「負傷又は疾病が治った日」の欄には、負傷又は疾病が治っていない場合でも、その症状が固定したときは、その固定した日を記入してください。
- 10 「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時に国外犯罪被害者が日本国外に生活の本拠を有していた場合に限り、当該国外犯罪被害者のその地に永住する意思の有無を選択してください。
- 11 「精神又は身体の障害の部位及び状態」の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 12 「精神又は身体の障害の部位及び状態」の欄の「常時介護の要否」は、常に介護を要する状態である場合にのみ、「要」を○で囲んでください。
- 13 「国外犯罪行為の行われた日時」の欄中の括弧内には、当該欄に記載した日時がいずれの国又は地域における日時か分かるよう、当該国又は地域を記入してください。
- 14 「国外犯罪被害の発生状況」の欄には、当該被害の原因と考えられる国外犯罪行為の概要やそのような状況に至った経緯を記入してください。
- 15 この申請書は、次の書類を添えて提出してください。
 - (1) 負傷又は疾病が治ったこと及び治った日並びにその治ったときにおける精神又は身体の障害の部位及び状態（精神の障害については状態に限る。また、常に介護を要する状態にある場合にあっては、その状態を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
 - (2) 国外犯罪被害者の氏名、生年月日及び本籍を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）
 - (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、申請しようとする者が国外犯罪行為又は国外犯罪被害に関する情報その他当該申請に係る裁定に資する情報を記載した書類を有するときは、当該書類（例えば、現地捜査機関が作成した捜査報告書）
 - (4) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第9条第1項第2号イ又はロに規定する公安委員会に申請するときは、申請者の住民票に記載されていた住所に関する戸籍の附票の写しその他の証明書
 - (5) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第9条第4項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書等）
- 16 この申請書について分からないところがありましたら、警察本部又は領事官にお問い合わせください。

(表面)

様式第3号(第10条関係)

第 年 月 日 号	
住 所	
氏 名	殿
	公安委員会 印
国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書	
年 月 日付けで支給裁定の申請がありました国外犯罪被害弔慰金等については、下記の理由により、ことといたしましたので通知します。	
支給を受けることができる国外犯罪被害弔慰金等の種類及び額	国外犯罪被害弔慰金 ・ 国外犯罪被害障害見舞金
	国外犯罪被害弔慰金等の額 円
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます(ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、裁定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 裁定の取消しの訴え(取消訴訟)は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、を被告として(訴訟において代表する者は 公安委員会となります。)提起しなければなりません。

様式第4号（第10条関係）

	第	号
	年	月
住 所		日
氏 名	殿	
	公安委員会	印

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書

年 月 日付けで国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定の申請が
ありましたが、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第13条第3項の規
定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、却下処分のあったことを知った日の
翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をするこ
とができます（却下処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月
以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査
請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日
から6か月以内に、 を被告として（訴訟において代表する者は
公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があった
ことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると
処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家
公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その
審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起しなけ
ればならないこととされています。

（日本工業規格A列4番）

国外犯罪被害弔慰金等支払請求書

年 月 日

警察庁支出官 殿

氏 名 ⑩
住 所

下記により 国外犯罪被害弔慰金 国外犯罪被害障害見舞金 の支払を請求します。

請求金額 円 也

裁 定 番 号	第	号
裁 定 年 月 日	年	月 日
裁 定 公 安 委 員 会 名	公 安 委 員 会	
種 類	国外犯罪被害弔慰金・国外犯罪被害障害見舞金	
払払渡渡ししをを希望ける方法関及び	ア 口座振込	銀行 本店 金庫 支店 預金の種類 () 口座番号 第 号
	イ 送金支払	郵便局

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本工業規格A列4番)

注意

- 1 氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。
- 2 請求者が日本人以外の場合であって、通常氏名を漢字以外で表記する場合は、アルファベットを用いて記入してください。
- 3 「裁定番号」及び「裁定年月日」には、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。
- 4 「種類」は、請求するものとして該当する方を○で囲んでください。
- 5 「払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関」の欄は、「ア」又は「イ」のうち希望するものを1つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。

なお、「ア 口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある方だけが記入してください。

- 6 この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号であるため、警察庁の所在地の記載の必要はありません。

郵便番号100-8974

警察庁長官官房給与厚生課長

- 7 この請求書について分からないところがありましたら、警察本部又は領事官にお問い合わせください。